

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○ 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年六月十二日法律第三十八号）（抄）
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び
第七条の規定は、公布の日から施行する。